

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例 (小規模多機能型居宅介護に関する事項)

1 運営基準

(1) 従業者の員数等について

【事例】

日々の利用者に応じた従業者の員数について、必要数が満たされていない日がある。

ア 前年度の平均利用者数に対し、必要となる介護従業者の員数を配置するとともに、日々の利用者に応じた介護従業者の員数についても、適切に配置してください。

(2) 居宅サービス計画の作成について

【事例】

居宅サービス計画に位置付けている福祉用具貸与事業者の担当者から意見を聴取していない。

ア 居宅サービス計画に位置付けた全ての事業者から専門的意見を聴取する必要があります。

(3) 地域との連携等について

【事例】

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。

【事例】

運営推進会議の結果を公表していない。

ア 運営推進会議については会議録を作成し、公表する必要があります。

※ 公表する際は、個人情報の取扱いにご注意ください。